

自転車安全利用促進計画の改定について

1 趣旨

平成 19 年 10 月に制定された「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第 2 条及び第 7 条に基づき、平成 20 年から自転車安全利用促進計画を策定し、自転車の安全な利用の促進に向けて取り組んできたところです。

今年度、現行計画（平成 28 年度から令和 2 年度）の計画期間が終了することから、これまでの取組成果や課題を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 箇年の計画を策定するものです。

2 計画に盛り込むべき事項（条例第 7 条）

- 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育に関する事項
- 自転車の安全な利用の方法に関する広報及び啓発に関する事項
- 自転車に係る利用環境の整備に関する事項
- 自転車損害保険等への加入の促進に関する事項
- その他自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項

3 交通事故発生状況

- 近年、自転車事故の発生件数は減少しているものの、全事故の 20%程度で推移している。
- 令和元年は、自転車が第一当事者となる交通事故が、過去 10 年で最も高い割合となり、20 歳代以下の事故が全体の約半数を占めた。また、65 歳以上の高齢者の事故は過去 10 年で最も多い割合となった。

4 自転車の安全な利用に関するアンケートの実施結果

- 「自転車の左側通行」等 5 つの交通ルールについて、「ルールを知っている」と回答した人は 7～9 割と高かったが、自転車を利用する人の中で約 1 割～2 割は「ルールは知っているがあまり守らない」と回答した。
- ルールについてあまり守らない理由について、「通行環境が不十分」という理由が最も多く、「他の人もルールを守っていない」と回答した人の割合は、学生（大学生・高校生）が 4 割以上を占めた。

5 自転車安全利用促進計画検討委員会の検討状況等

(1) 検討状況

ア 第 1 回検討委員会（令和 2 年 7 月 10 日（金））

(ア) 概要説明

- ・ 自転車安全利用促進計画の改定と現行計画の進捗状況について
- ・ 自転車の交通事故の現状と安全対策の取組状況について
- ・ アンケート結果等について

(イ) 意見交換

イ 第 2 回検討委員会（令和 2 年 8 月 26 日（水））

(イ) 議題

「新しい生活様式」の実践を踏まえた効果的な安全教育・広報啓発等について

(イ) 主な意見

a 安全教育・広報啓発

- 高校生、大学生等若年層の交通ルール遵守のため、関係機関が連携して安全教育を強化すべき
- 宅配サービスの自転車配達員に対する新たな取組が必要
- 電動アシスト自転車を安全に利用するための取組が必要
- インターネットによる自転車購入者に対する教育や啓発を強化すべき
- コロナ禍においても、安全教育や広報啓発を続けることが重要

b 指導取締り

- 交通事故防止、交通ルール遵守のため、指導取締りを強化すべき

c 事故への備え・被害軽減

- 被害者救済のため、自転車保険への更なる加入促進が必要
- 自転車に同乗する幼児のヘルメット着用について更なる周知が必要

d 通行環境の整備

- 自転車が走行しやすい通行環境の整備が必要
- 外国人を始め、誰もがわかりやすい案内看板等を整備することが重要

(2) 今後の予定

- ・ 令和2年10月21日 第3回検討委員会 (計画中間案の策定)
- ・ 令和3年1月下旬 第4回検討委員会 (計画最終案の策定)